

第1期 「越谷市市民後見人候補者養成研修」 受講申込要領

越谷市では、成年後見制度及び高齢者、障がい者等に対する福祉に理解及び熱意を有し、地域に住む身近な存在として、高齢者、障がい者等を地域で見守り、支える役割を担い、地域福祉の一環として後見人等活動を行う者を養成するため、「越谷市市民後見人候補者養成研修」を実施します。研修の受講を希望される方は、以下の受講要件等を確認のうえ、お申込みください。

1. 受講要件（次の全てを満たしている方）

- (1) 年齢25歳以上68歳以下であること。（平成25年4月1日現在）
- (2) 市内に住所を有し、現に在住していること。（市外在住で市内勤務の方は対象となりません）
- (3) 成年後見制度及び高齢者や障がい者等に対する福祉に理解及び熱意があること。
- (4) 事前説明会に出席し、かつ、養成研修の全ての課程を受講できる見込みがあること。
- (5) 養成研修後、市民後見人として活動する意思があること。
- (6) 次に該当する者でないこと。

ア 民法第20条第1項の制限行為能力者

- (ア) 成年被後見人
- (イ) 被保佐人
- (ウ) 民法17条第1項の審判を受けた被補助人

イ 民法一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項及び同条2項の規定に該当する者（改正前の民法の規定により宣告を受けた禁治産者及び準禁治産者）

ウ 民法第847条第2号、第3号又は第5号に該当する者

- (ア) 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- (イ) 破産者
- (ウ) 行方の知れない者

2. 申込方法

受講申込書に必要事項を記入のうえ、作文を添付して申込期間内に事務局まで郵送又は持参してください。

(1) 提出書類

ア 「第1期 越谷市市民後見人候補者養成研修 受講申込書」（別紙）

イ 作文 「応募動機について」

※800～1200字（A4判の400字原稿用紙に横書きで記入してください。ワープロ、パソコン等の使用も可としますが、A4横書きで20字×20行で印字してください。）

※提出された申込書等については、受講の可否にかかわらず、返却できませんのでご了承ください。

(2) 申込期間

平成25年7月8日（月）～平成25年8月9日（金）当日消印有効

(3) 事務局（提出先及び問い合わせ先）

〒343-0813

越谷市越ヶ谷四丁目1番1号 中央市民会館1階 障害者福祉センターこばと館内
成年後見センター こしがや（社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会）

TEL 048-966-2281

3. 受講料 無料（テキスト代4,000円＋その他実費負担）

4. 定員 30名

5. 受講者選考方法

事前説明会後に受講意思を確認のうえ、受講申込書及び作文の内容を総合的に判定し、受講者の決定を行います。なお、受講の可否については、文書で通知します。

【事前説明会】

○ 開催日 平成25年8月22日（木） 午前10時～11時

○ 場所 越谷市中央市民会館 5階 第4～6会議室

【養成研修カリキュラム】

○ 開講日 平成25年10月7日（月）～平成26年2月10日（月）

○ 場所 障害者福祉センターこばと館内（越谷市中央市民会館 1階）

○ 内容 下表のとおり

（基礎研修課程） 全5日間 1380分 / 23単位

研修日程		時間	講義科目
1日目	10月7日（月）	11時～16時	開講式、カリソケツヨ、市民後見概論
2日目	10月15日（火）	9時30分～15時	対象者理解
3日目	10月21日（月）	9時30分～16時	民法の基礎・成年後見制度の基礎
4日目	10月29日（火）	9時15分～16時	関係制度・法律
5日目	11月5日（火）	9時15分～15時	関係制度・法律・市民後見活動の実際

（実践研修課程） 全8日間 1080分+（体験実習・レポート作成） / 29単位

研修日程		時間	講義科目
1日目	11月11日（月）	13時～15時45分	カリソケツヨ、対人援助の基礎知識
2日目	11月18日（月）	10時～16時	成年後見の実務 I
3日目	11月25日（月）	10時30分～16時	成年後見の実務 II
4日目	12月2日（月）	10時～16時	課題演習
5日目	12月3日（火）～12月20日（金）いずれか		家庭裁判所の見学
6日目	1月6日（月）～1月31日（金）いずれか		後見人の後見業務同行
7日目			施設実習
8日目	7日目終了後、2月10日（月）までにレポート（後見業務同行・施設実習の報告書、作文）提出		

※修了式は平成26年2月17日（月）実施予定。